

堺市立八上小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

■ 1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくりに、地域や関係機関との連携強化に努める。

■ 2. 未然防止に向けて

いじめの未然防止のためには、学校生活の柱である授業を楽しく、みんながわかる授業にしていく「授業づくり」とクラスの仲間との「仲間づくり」の取組が不可欠である。八上小学校では、「授業づくり」と「仲間づくり」の取組を進め「いじめが起きても解決できる集団」をめざす。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (4) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、充実改善を図る。
- (5) 子ども理解、発達の課題等に関して、教職員間の共通理解を深めるとともに研修の充実を図る。
- (6) 教育相談体制を整備し、子どもたちが相談しやすい環境を整える。

■ 3. いじめ対策委員会の設置について

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任を構成員として、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組について定期的な点検を行い、必要に応じて見直しを図る。

■ 4. いじめの早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 各学期ごとに「いじめアンケート」を実施する。
- (2) 保護者と情報を共有し、迅速に対応する。

■ 5. いじめの早期解決に向けて

いじめが生じたときには、 詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、 早期の解決をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、 詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、 学校全体で組織的に対応する。
- (3) いじめをした子どもには行為の善悪をしっかり理解させ、 反省させる。
- (4) 法を犯す行為に対しては、 早期に警察・関係諸機関等に相談して協力を求める。
- (5) いじめが解決した後も、 子どもへのケア、 保護者への連絡を継続して行う。

■ 6. 重大事案への対応

「いじめ防止対策推進法 第8条1項」に基づき、 重大事態の認知後、 直ちに堺市教育委員会に報告を行い、 その後の対処について設置者である教育委員会の判断に応じて対応する。

・堺市教育委員会の判断により、 学校が調査主体となった場合

- (1) 調査組織をすみやかに設置し、 設置した組織が事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (3) 調査結果を堺市教育委員会に報告する。
- (4) 調査結果をふまえた必要な措置をとる。

■ 7. ネット上のトラブル対応について

携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、 メールやSNSを利用したいじめなどについては、 大人の目に触れにくく発見しにくいため、 利用に際してのルール決めなどの協力を求めるとともに、 ネットいじめ防止プログラム等を実施し、 ネット上のトラブルの未然防止に努める。